

年金給付の経過措置一覧（平成 25 年 10 月分から）

生年月日	老齢基礎年金						老齢厚生年金											遺族厚生年金	
	資格 期間	被用 者金 の加 入期 間	厚年 の中 高齡 加入 期間	加入 可能 年数	配偶者 の振替 加算の 乗率	配偶者 の振替 加算額 (年額) (注1)	定額 部分 の読替	定額部分の参考単価 単価×読替率 (注3)		報酬比例部分の乗率 (1,000分の)				(男子) 支給開始 年齢		(女子) 支給開始 年齢		配偶者の 加給年金額 (年額) (含特別加 算) (注2)	経過 的寡婦 加算額 (年額) (注1)
								旧単価 1,676円	新単価 1,599円	旧乗率		新乗率		報酬 比例 部分	定額 部分	報酬 比例 部分	定額 部分		
										総報酬 制前	総報酬 制後	総報酬 制前	総報酬 制後						
～大正15年4月1日	旧制度の老齢年金または通算老齢年金が支給されます。																		583,900円
大正15年4月2日～昭和 2年4月1日	21年	20年	15年	25年	1.000	224,000円	1.875	3,143円	2,998円	10.00	7.692	9.500	7.308	60歳	55歳	224,000	583,900円		
昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日	22年	〃	〃	26年	0.973	218,000円	1.817	3,045円	2,905円	9.86	7.585	9.367	7.205	〃	〃	〃	554,000円		
昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日	23年	〃	〃	27年	0.947	212,100円	1.761	2,951円	2,816円	9.72	7.477	9.234	7.103	〃	〃	〃	526,200円		
昭和 4年4月2日～昭和 5年4月1日	24年	〃	〃	28年	0.920	206,100円	1.707	2,861円	2,729円	9.58	7.369	9.101	7.001	〃	〃	〃	500,500円		
昭和 5年4月2日～昭和 6年4月1日	25年	〃	〃	29年	0.893	200,000円	1.654	2,772円	2,645円	9.44	7.262	8.968	6.898	〃	〃	〃	476,500円		
昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日	〃	〃	〃	30年	0.867	194,200円	1.603	2,687円	2,563円	9.31	7.162	8.845	6.804	〃	〃	〃	454,200円		
昭和 7年4月2日～昭和 8年4月1日	〃	〃	〃	31年	0.840	188,200円	1.553	2,603円	2,483円	9.17	7.054	8.712	6.702	〃	56歳	〃	433,200円		
昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日	〃	〃	〃	32年	0.813	182,100円	1.505	2,522円	2,406円	9.04	6.954	8.588	6.606	〃	〃	〃	413,600円		
昭和 9年4月2日～昭和10年4月1日	〃	〃	〃	33年	0.787	176,300円	1.458	2,444円	2,331円	8.91	6.854	8.465	6.512	〃	57歳	257,000	395,200円		
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃	〃	〃	34年	0.760	170,200円	1.413	2,368円	2,259円	8.79	6.762	8.351	6.424	〃	〃	〃	377,800円		
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃	〃	〃	35年	0.733	164,200円	1.369	2,294円	2,189円	8.66	6.662	8.227	6.328	〃	58歳	〃	361,500円		
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃	〃	〃	36年	0.707	158,400円	1.327	2,224円	2,122円	8.54	6.569	8.113	6.241	〃	〃	〃	346,000円		
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃	〃	〃	37年	0.680	152,300円	1.286	2,155円	2,056円	8.41	6.469	7.990	6.146	〃	59歳	〃	331,400円		
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃	〃	〃	38年	0.653	146,300円	1.246	2,088円	1,992円	8.29	6.377	7.876	6.058	〃	〃	〃	317,600円		
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃	〃	〃	39年	0.627	140,400円	1.208	2,025円	1,932円	8.18	6.292	7.771	5.978	60歳		290,100	304,400円		
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃	〃	〃	40年	0.600	134,400円	1.170	1,961円	1,871円	8.06	6.200	7.657	5.890	60歳	61歳	〃	323,200	292,000円	
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.573	128,400円	1.134	1,901円	1,813円	7.94	6.108	7.543	5.802	〃	〃	〃	356,200	272,500円	
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.547	122,500円	1.099	1,842円	1,757円	7.83	6.023	7.439	5.722	〃	62歳	〃	389,200	253,000円	
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.520	116,500円	1.065	1,785円	1,703円	7.72	5.938	7.334	5.642	〃	〃	〃	〃	233,600円	
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.493	110,400円	1.032	1,730円	1,650円	7.61	5.854	7.230	5.562	〃	63歳	〃	〃	214,100円	
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.467	104,600円	1.000	1,676円	1,599円	7.50	5.769	7.125	5.481	〃	〃	60歳	61歳	〃	194,700円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃	〃	16年	〃	0.440	98,600円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	〃	175,200円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃	〃	17年	〃	0.413	92,500円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	〃	155,700円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃	〃	18年	〃	0.387	86,700円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	136,300円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃	〃	19年	〃	0.360	80,600円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	63歳	〃	〃	116,800円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃	〃	—	〃	0.333	74,600円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	97,300円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃	21年	—	〃	0.307	68,800円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	64歳	〃	〃	77,900円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃	22年	—	〃	0.280	62,700円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	61歳	—	〃	〃	〃	58,400円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃	23年	—	〃	0.253	56,700円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	—	〃	〃	39,000円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃	24年	—	〃	0.227	50,800円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	62歳	—	〃	—	〃	19,500円
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	〃	—	—	〃	0.200	44,800円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃	—	—	〃	0.173	38,800円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63歳	—	〃	—	〃	—
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃	—	—	〃	0.147	32,900円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	61歳	—	〃	—
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃	—	—	〃	0.120	26,900円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	—	〃	—	〃	—
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃	—	—	〃	0.093	20,800円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	62歳	—	〃	—
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	〃	—	—	〃	0.067	15,000円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	65歳	—	〃	—	〃	—
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	63歳	—	〃	—
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	64歳	—	〃	—
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—
昭和41年4月2日～	〃	—	—	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	65歳	—	〃	—

（注 1） 老齢基礎年金の配偶者の「振替加算額」欄と遺族厚生年金の「経過的寡婦加算額」欄は配偶者の年齢でみます。

（注 2） 老齢厚生年金の「配偶者の加給年金額」欄のうち、昭和 9 年 4 月 2 日以降は、配偶者特別加算額を加えた額となります。

（注 3） 老齢厚生年金の「定額部分の参考単価」欄は 1 円未満を四捨五入します。

旧単価 1,676円は平成16年改正後の経過措置による改正前の額、新単価1,599円は平成16年改正後の額1,628円に改定率（平成25年10月分からは0.982）を乗じた額。